

長野県発達障がいペアレント・メンター活動ガイドライン

本ガイドラインは、『長野県発達障がいペアレント・メンター事業』において、養成されたペアレント・メンターの基本姿勢やその役割、活動を行う際の具体的なルール・マナー等を示し、ペアレント・メンターや依頼者が共通認識を持ち、活動やその場面の設定を行う為の指針とするものである。

○長野県発達障がいペアレント・メンターとは

発達障がいのある子どもを育ててきた親が、同じような境遇にある親として、診断を受けたばかりの子どもの親やさまざまな子育ての困り感・心配を持つ親の話を聴いたり、地域の情報について提供を行ったりする人のことを指す。また、その存在は悩み・孤立感を抱えてしまう親達の支えや「信頼のおける相談相手」となるものである。

○長野県発達障がいペアレント・メンターの基本姿勢

- ・ペアレント・メンターは専門家ではない。
- ・ペアレント・メンターは相談者の手本ではない。
- ・ペアレント・メンターは相談者の抱えている問題を相談者の代わりに解決はしない。
- ・ペアレント・メンターは相談者が考えるプロセスに寄り添う。
- ・営利目的での活動は行わない。
- ・ボランティア活動であるため、自身の状態や家庭事情を考慮してできる範囲で活動をする。
- ・指示・判断は行わず、情報提供や育児体験の紹介の範囲で留める。
- ・相談者と適度な距離を保ち、巻き込み・巻き込まれを防ぐ。

○傾聴について

- ・共感的に話を聴くこと。
- ・相談者の抱えている困難さに共感をすること。
- ・あいづち・うなずき・自然な表情により、聴いているサインを示すこと。
- ・想像力を駆使して相談者の立場に立つこと。
- ・相談者の言動を素直な気持ちで聴いて、相談の背景にあるものを理解しようとする。

○守秘義務について

- ・守秘義務を遵守すること。
- ・メンター自身の連絡先も明かさなないこと。
- ・再相談の依頼は実施主体や支援機関を通すこと。
- ・相談の中で知り得た個人情報については、家族や親しい友人であっても決して口外しないこと。
メールや電話、ブログ・ホームページ・SNS等インターネット媒体についても同様とする。

○相談の進め方・注意点

- ・時間を設定し、時間内で終えること。
- ・客観性を保ち、自分の経験からくる意見だけを主張しないこと。
- ・自身の価値観を押し付けないこと。
- ・必要に応じ地域情報を提供し、他機関を紹介すること。
- ・発言は慎重に行い、指示的な発言は避けること。
- ・質問・相談に対して全て自分一人で答えようとせず、専門家につなぐこと。
- ・一緒に問題を整理し、取り組めそうな他の方法を探すこと。
- ・グループ相談(相談者と2名以上のメンターとファシリテーターにより構成される)であることを意識し、発言の仕方やタイミングがわからない相談者に発言を適切に促すこと。

◎「長野県発達障がいペアレント・メンター」と名乗って活動ができるのは事務局(長野県発達障がい者支援センター)がコーディネートする場面に限ることとする。

附則 このガイドラインは平成26年8月18日より適用する。